

令和2年4月20日

地域の皆様へ

危機対策本部長
愛媛大学長 大橋 裕一

緊急事態宣言に伴う本学の対応について

本学においては、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けて、様々な取組を行っているところですが、愛媛県での緊急事態宣言を受けて、学生・教職員の健康と安全を守ること、さらにはそれにより、地域の皆様の生命と健康、安全を守ることが最優先の目的とし、4月21日（火）から5月6日（水）までの16日間（愛媛県知事による外出自粛要請の発出期間）、下記のとおり対応することとしましたのでお知らせします。

地域の皆様におかれましては、本学の図書館・ミュージアムの閉館、大学施設の利用停止など、ご不便をおかけしておりますが、引き続き、感染拡大防止に努めてまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

記

1. 学生は、原則として登校を禁止する。
遠隔授業のみ実施する。
学生団体・サークル等の課外活動（遠征、合宿等を含む）を禁止する。
2. 教職員は、在宅勤務とするが、危機対策本部長が特に認めた者に限り出勤可とする。
3. 学外者の入講は、原則として禁止する。
来学に特別な理由がある場合は、訪問先に事前にお問い合わせいただく。

※本学へのお問い合わせについて

教職員の在宅勤務に伴い、事務室等が閉室になっている部署もございます。ご不便をおかけしますが、電子メール等をご利用ください。

何とぞご理解、ご協力くださいますようお願い申し上げます。